

## (5) 都税及び地方譲与税等決算額

## ア 都 税

(単位 百万円・%)

区 分	29 年 度			28 年 度			増(△)減 額		
	(A)	構 成 比	伸 び 率	(B)	構 成 比	伸 び 率	(A) - (B)	寄 与 率	
都民税	個人	921 252	17.5	4.8	878 759	16.8	△ 0.4	42 493	114.8
	法人	841 304	16.0	△ 0.9	848 978	16.2	△ 2.5	△ 7 675	△ 20.7
	利子割	9 083	0.2	11.8	8 123	0.2	△ 77.6	961	2.6
事業税	個人	51 415	1.0	2.3	50 259	1.0	2.3	1 156	3.1
	法人	1 009 548	19.1	△ 3.3	1 043 654	19.9	16.9	△ 34 105	△ 92.2
繰入地方消費税		647 365	12.3	2.3	632 652	12.1	△ 9.7	14 713	39.8
不動産取得税		82 896	1.6	1.5	81 656	1.6	5.1	1 240	3.4
都たばこ税		16 382	0.3	△ 5.0	17 244	0.3	△ 3.4	△ 862	△ 2.3
ゴルフ場利用税		632	0.0	△ 3.2	652	0.0	1.3	△ 21	△ 0.1
自動車取得税		17 318	0.3	20.7	14 348	0.3	3.7	2 970	8.0
軽油引取税		40 774	0.8	0.0	40 774	0.8	△ 0.2	0	0.0
自動車税		104 604	2.0	△ 0.0	104 648	2.0	△ 0.9	△ 44	△ 0.1
鉱 区 税		2	0.0	-	2	0.0	△ 2.8	-	-
固定資産税	固定資産税	1 183 108	22.4	1.0	1 171 005	22.4	1.2	12 103	32.7
	交・納付金	9 780	0.2	△ 3.4	10 120	0.2	△ 0.6	△ 339	△ 0.9
	小 計	1 192 888	22.6	1.0	1 181 125	22.6	1.2	11 763	31.8
特別土地保有税		-	-	-	-	皆減	-	-	
狩 猟 税		4	0.0	△ 2.9	4	0.0	4.8	△ 0	△ 0.0
事業所税		104 731	2.0	2.1	102 587	2.0	1.7	2 144	5.8
都市計画税		230 453	4.4	0.9	228 329	4.4	1.3	2 125	5.7
宿泊税		2 361	0.0	6.5	2 217	0.0	6.8	144	0.4
旧法による税		-	-	-	-	皆減	-	-	
計		5 273 012	100.0	0.7	5 236 011	100.0	1.0	37 000	100.0
法人二税		1 850 852	35.1	△ 2.2	1 892 632	36.1	7.3	△ 41 780	△ 112.9
その他		3 422 160	64.9	2.4	3 343 379	63.9	△ 2.2	78 780	212.9

(備考) 1 自動車取得税及び軽油引取税は、平成21年度税制改正により目的税から普通税に改められ、改正前の目的税分については「旧法による税」として収納することとされた。

2 法人二税とは、法人都民税と法人事業税の合算値である。

## イ 地 方 譲 与 税 等

(単位 百万円・%)

区 分	29 年 度 (A)	28 年 度 (B)	増(△)減 額 (A) - (B)	伸 び 率
地方譲与税	地方道路譲与税	0	0	△ 66.7
	石油ガス譲与税	268	298	△ 30
	特別とん譲与税	342	339	3
	航空機燃料譲与税	150	155	△ 5
	地方法人特別譲与税	242 304	232 675	9 629
	地方揮発油譲与税	2 069	2 083	△ 14
	小 計	245 133	235 549	9 584
助成交付金	30	30	△ 1	△ 1.7
税 外 収 入	5 792	6 268	△ 476	△ 7.6

(備考) 1 助成交付金は「国有提供施設等所在市町村助成交付金」(米軍や自衛隊が使用している国有提供施設の所在する市町村に対する助成金)等である。

2 税外収入の内訳は、「Ⅲ 税収入 4 税外収入決算額」参照。

3 地方法人特別譲与税は、平成20年度に創設され、平成21年度から譲与が開始されたものである。

4 地方揮発油譲与税は、平成21年4月の税制改正により地方道路譲与税が用途制限を廃止して改称したものである。